

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

とにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2・3
（略）

ことにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2・3
（略）